

## フェア参加規約

### 第1条（規約の適用）

- 1.フェア参加規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人移住・交流推進機構（JOIN）とJOIN移住・交流&地域おこしフェア実行委員会（以下併せて「主催者」といいます。）と「フェア」（第2条に定義します。）の参加にかかる契約（以下「本契約」といいます。）を締結する出展者（以下「出展者」といいます。）に対して適用されるものとし、
- 2.主催者は、本規約に基づき出展者にフェアの参加にかかるサービスを提供するものとし、出展者は、本規約に定める義務を誠実に履行するものとし、

### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) フェア：主催者が運営・開催する移住や交流、地域おこし協力隊募集、関係人口創出等に関する情報提供・相談等のために会場を提供し、出展者の担当者が来場者等(本条第2号に定義します。)と接触する場をいいます。
- (2) 出展関係者：出展者に所属する従業員等のうち、フェアの参加にかかる事務を行う者をいいます。
- (3) 来場者等：出展者を除き、フェアに参加する一般の来場者をいいます。

### 第3条（フェアの出展申し込み）

出展者は、フェアの参加にかかる申し込みを行う場合には、フェアの内容ならびに本規約の内容を理解・承諾の上、主催者所定の申込専用サイトより申し込むものとし、

### 第4条（契約の成立）

前条の規定によりフェアの出展にかかる申し込みがなされた場合、主催者は当該申込にかかる出展者について主催者の取引基準に基づく審査を行います。かかる審査の結果、主催者が当該出展者を適格と判断した場合、主催者は承諾の意思表示をし、その意思表示が当該出展者に到達した時をもって、主催者と当該出展者の間に、本規約に基づく本契約が成立するものとし、

### 第5条（フェアへの出展）

出展者は、フェアに出展するにあたり、本規約に規定する事項を遵守するものとし、なお、主催者が別途出展者に対して提示するフェアに関する規約・マニュアル等も本規約の一部を構成するものとし、

### 第6条（フェアへの出展に係る注意事項）

- 1.出展者は、フェア当日は主催者のスタッフの指示に従い、主催者が別途提示した禁止事項を行ってはならないものとし、
- 2.出展者は、フェアへの参加に際して主催者より備品等の貸与を受けた場合、その備品等を善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、また出展者は、フェア終了後は遅滞なく貸与された備品等を主催者に返却します。

- 3.出展者は、フェアへの参加にあたって、主催者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
- 4.出展者は、フェアへの参加にあたり、当該出展者のブース等当該出展者がフェア参加に際して管理および利用を行う領域内（以下「出展者ブース領域」といいます。）において来場者等の安全を確保する義務を負うものとし、当該出展者の出展者ブース領域において来場者等を含む第三者に損害が生じた場合、当該出展者の責任によってその損害を賠償するものとし、主催者は何らの責任も負わないものとします。
5. 主催者は、出展内容がフェアの趣旨にそぐわないと判断した場合、フェア当日および期間中に出展をお断りもしくは中断することがあります。この場合、主催者は出展者に対して何らの責任も負わないものとします。
- 6.出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
  - (1)出展者のフェアの出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者ととも被告とされた場合を含む）。
  - (2)前号の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、当機構は出展者の意志に拘束されないものとします）。

#### 第7条（出展者による機密情報および個人情報の目的外利用の禁止）

- 1.出展者は、情報提供・相談等に関し必要な範囲内で来場者等の個人情報を収集および利用し当該個人情報を関連法令に則り適切に管理するものとします。
- 2.出展者は、フェアへの参加を第三者に委託する場合も前項と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。ただし、それにより出展者は前項に定める義務を免れるものではありません。

#### 第8条（請求および支払方法）

- 1.出展者は、請求書を受領した場合、請求書に記載された支払期日までに主催者の指定する金融機関の口座への振り込みにて本件料金を支払うものとします。なお、支払にかかる手数料は、出展者の負担とします。
- 2.出展者は、新型コロナウイルス感染症の影響（政府や自治体等公的機関からのイベント自粛要請等を含む。）により主催者がフェアを中止すると判断した場合であっても、中止を判断した時点で既に発生しているフェア開催準備に要した費用相当額を、本件料金の全額分を上限として負担するものとします。
- 3.出展者は、主催者が自らの判断で請求を行わないこと（既に支払済の場合は返金を行うこと）を決定した場合を除き、前2項の義務を免れないものとします。

#### 第9条（規約の変更）

- 1.主催者は、本規約の改定・追補及び本規約に定められていない事項の追加をできる権利を有するものとします。この場合、主催者は、本規約について重要な変更・追補及び追加を行う場合には、変更・追補及び追加内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日前までに変更条件を連絡するものとします。



#### 第 14 条（主催者の免責）

1. 出展者は、自己の責任によりフェアへ出展するものとし、主催者は、本契約もしくはその履行、フェアへの参加に関して出展者につき生じた損害について、主催者の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの責任を負わないものとします。なお、主催者が責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ出展者が本契約に基づき支払済みの対価相当額を上限とします。
2. 主催者はフェアの告知広告やプロモーション用資料の中に生じた誤字、脱字に関する責任を負わないものとします。
3. 主催者は、異常気象・悪天候・水害・地震などを含む天災地変、疫病・感染症、戦争、暴動、内乱、テロ、ストライキ、ロックアウト、輸送機関の遅延・運休、通信回線の事故（主催者の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバダウン等を含みます。）、政府機関の介入、行政命令若しくは規則・要請、その他、主催者の責めに帰すことができない不可抗力により出展者に生じた一切の損害につき、何らの責任も負わないものとします。
4. 主催者は、出展者に対し、来場者等との情報提供・相談の確実性、フェア参加による効果に関する何らの保証も行わないものとします。
5. 主催者は、出展者と来場者等の間に生じた一切のトラブルについて、何らの責任も負わないものとします。

#### 第 15 条（権利義務譲渡の禁止）

出展者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、主催者の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

#### 第 16 条（契約期間・解除）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、契約の成立日よりフェア終了日までとします。ただし、第 6 条第 3 項および第 4 項、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条並びに第 17 条は本契約終了後もなお有効に存続するものとします。
2. 前項にかかわらず、主催者または出展者は、相手方が次の各号の一に該当するときには、相手方に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除することができます。
  - (1) 本規約の規定に違反したとき
  - (2) 相手方の信用を傷つけたとき
  - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
  - (4) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払不能となったとき
  - (5) 営業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
  - (6) 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
  - (7) 信用に不安が生じたとき
  - (8) 営業を廃止したとき、または清算にはいったとき
  - (9) 出展者が情報提供や相談の中止その他来場者等の差別的な取り扱いまたは言動等、交流活動上望まし

くない行為を行ったとき

(10)出展者が法令違反行為等を行ったことにより主催者がフェアに参加することが望ましくないと判断したとき

(11)本規約に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき

(12)その他、出展者が自己の都合により参加できなくなったとき

(13)反社会的行為を行いもしくはこれに関与していることが明らかになったとき

3.出展者は、前項の規定により本契約を解除された場合は、下記のキャンセル料を支払うものとします。

期 日	キャンセル料
出展確定通知後～2024年10月7日	本件料金の50%
2024年10月8日以降	本件料金の100%

4.出展者は、第2項の規定により本契約を解除された場合には期限の利益を喪失し、直ちに主催者に対し一切の債務を弁済するものとします。

#### 第17条（準拠法・合意管轄）

本規約および本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第18条（協議解決）

本規約および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本規約および運用ルール等に規定されていない事項については、主催者と出展者は、協議の上円満に解決するものとします。

附則：2023年5月24日作成